

# 「預金規定」の制定および改定について

(実施日 2026.4.1・2026.5.11)

以下の規定を制定および改定いたします。

## 1. 主な改定内容

- (1) 本店個人営業部および各支店（関西支店を除きます。）の窓口における法人のお客さまの現金取扱いの終了
- (2) 他行を支払地とする手形・小切手の受入終了
- (3) 手形用紙、小切手用紙の交付終了

## 2. 実施日

2026年5月11日

ただし、前記1.(2)および1.(3)についての実施日は、2026年4月1日といたします。

## 3. 制定

- ・[法人のお客さまとの取引における現金等取扱いに関する規定](#)

## 4. 改定

- ・[自由金利型定期預金規定](#)
- ・[自動継続自由金利型定期預金規定](#)
- ・[自由金利型定期預金（M型）規定](#)
- ・[自動継続自由金利型定期預金（M型）規定](#)
- ・[一部解約可能型定期預金（複利型）規定](#)
- ・[仕組預金（満期日線上特約付定期預金）規定](#)
- ・[仕組預金（上限金利特約付TIBOR連動型変動金利定期預金）規定](#)
- ・[通知預金規定（証書式）](#)
- ・[通知預金規定（取引証式）](#)
- ・[普通預金規定（通帳式）](#)
- ・[普通預金規定（取引証式）](#)
- ・[当座勘定規定](#)
- ・[譲渡性預金規定](#)
- ・[個人のお客さまとの取引における現金等取扱いに関する規定](#)